

## VI 規正法の罰則

### 1 寄附の制限に違反したときは、どのような罰則が適用されますか。

規正法は、諸規定が正しく履行されるように、それを担保する意味で罰則が規定されています。

したがって、規正法違反の罪を犯した者は、それぞれの罪状に応じて処罰されます。

また、処罰を受けた者は、さらに、一定期間、選挙権及び被選挙権（公民権）が停止され、投票することも、立候補することもできません。停止期間は、犯した罪や刑罰の種類によって異なります。

主な罰則は次のようになっています。

#### 1 規正法の寄附の制限に適用される罰則

| No | 禁止されている寄附   | 関係条文    | 罰 則                    | 関係条文  |
|----|---|---------|------------------------|-------|
| 1  | 政治団体届出前の寄附の受領・支出  | 8       | 5年以下の拘禁刑 又は 100万円以下の罰金 | 23    |
| 2  | 会社・労働組合等の寄附制限   | 21①     | 1年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金  | 26Ⅰ   |
| 3  | 会社等への制限を超える寄附の勧誘・要求                                       | 21③     | 1年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金  | 26Ⅱ   |
| 4  | 政治家の政治活動に関する寄附  | 21の2    | 1年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金  | 26Ⅰ   |
| 5  | 総枠制限を超える寄附  | 21の3①②③ | 1年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金  | 26Ⅰ   |
| 6  | 個別制限を超える寄附  | 22①②    | 1年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金  | 26Ⅰ   |
| 7  | 会社等の寄附、公職の候補者への寄附、総枠・個別制限を超える寄附等の受領                       | 22の2    | 1年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金  | 26Ⅲ   |
| 8  | 補助金等交付団体の寄附   | 22の3①②  | 3年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金  | 26の2Ⅰ |
| 9  | 補助金等交付団体の寄附の勧誘・要求   | 22の3⑤   | 3年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金  | 26の2Ⅱ |
| 10 | 補助金等交付団体の寄附の受領  | 22の3⑥   | 3年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金  | 26の2Ⅲ |
| 11 | 外国人・外国法人等からの寄附の受領   | 22の5①   | 3年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金  | 26の2Ⅲ |
| 12 | 匿名の寄附   | 22の6①   | 3年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金  | 26の2Ⅳ |
| 13 | 匿名の寄附の受領  | 22の6③   | 3年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金  | 26の2Ⅲ |
| 14 | 赤字会社からの寄附   | 22の4①   | 50万円以下の罰金              | 26の3Ⅰ |
| 15 | 赤字会社からの寄附の受領  | 22の4②   | 50万円以下の罰金              | 26の3Ⅱ |
| 16 | 業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法での寄附のあっせん行為 | 22の7①   | 6ヵ月以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金 | 26の4Ⅰ |
| 17 | 寄附等への公務員の関与等  | 22の9①   | 6ヵ月以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金 | 26の4Ⅲ |
| 18 | 寄附等への公務員の関与等の請求   | 22の9②   | 6ヵ月以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金 | 26の4Ⅳ |
| 19 | 寄附者の意思に反した、その者の賃金、工賃、下請代金その他から控除による方法での寄附のあっせん            | 22の7②   | 20万円以下の罰金              | 26の5  |

注 1： 上記の「14～15」及び「19」以外の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科されることがあります（規正法27条①）。

注 2： 上記の「1～19」又は注1の罪で罰金刑に処せられた者は、その裁判の確定の日から5年間選挙権及び被選挙権が停止されますし、拘禁刑以上の刑に処せられた者は、その裁判の確定の日から刑の確定執行が終わるまでの間及びその後5年間は選挙権及び被選挙権が停止されます（規正法28条）。

## 2 公選法の寄附の制限に適用される罰則

| No | 禁止されている寄附                               | 関係条文   | 罰 則                  | 関係条文   |
|----|---|--------|----------------------|--------|
| 1  | 飲食物の提供禁止                                | 139    | 2年以下の拘禁刑 又は50万円以下の罰金 | 243①Ⅰ  |
| 2  | 出納責任者の届出前の寄附の受領・支出                      | 184    | 3年以下の拘禁刑 又は50万円以下の罰金 | 246①Ⅰ  |
| 3  | 請負者等の寄附                                 | 199①   | 3年以下の拘禁刑 又は50万円以下の罰金 | 248①   |
| 4  | 会社等の特定の寄附                               | 199    | 3年以下の拘禁刑 又は50万円以下の罰金 | 248②   |
| 5  | 特定の者に対する寄附の勧誘・要求等                       | 200①②  | 3年以下の拘禁刑 又は50万円以下の罰金 | 249    |
| 6  | 公職の候補者等の当該選挙に関する寄附                      | 199の2① | 1年以下の拘禁刑 又は30万円以下の罰金 | 249の2① |
| 7  | 公職の候補者等の社交の程度を超える寄附                     | 199の2① | 1年以下の拘禁刑 又は30万円以下の罰金 | 249の2② |
| 8  | 公職の候補者等の選挙に関しないもので、かつ、社交の程度を超えない禁止される寄附 | 199の2① | 50万円以下の罰金            | 249の2③ |
| 9  | 公職の候補者等を名義人とする寄附                        | 199の2② | 50万円以下の罰金            | 249の2④ |
| 10 | 公職の候補者等を威迫した寄附の勧誘・要求                    | 199の2③ | 1年以下の拘禁刑 又は30万円以下の罰金 | 249の2⑤ |
| 11 | 公職の候補者等の当選又は被選挙権を失わせる目的の寄附の勧誘・要求        | 199の2③ | 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金  | 249の2⑥ |
| 12 | 公職の候補者等以外の者を威迫した政治家名義の寄附の勧誘・要求          | 199の2④ | 1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金  | 249の2⑦ |
| 13 | 公職の候補者等の関係会社等の選挙に関する寄附                  | 199の3  | 50万円以下の罰金            | 249の3  |
| 14 | 公職の候補者等の氏名を冠した団体の寄附                     | 199の4  | 50万円以下の罰金            | 249の4  |
| 15 | 後援団体の寄附                                 | 199の5① | 50万円以下の罰金            | 249の5① |
| 16 | 後援団体の集会等における饗応接待又は金銭若しくは物品等の供与をしたもの     | 199の5② | 50万円以下の罰金            | 249の5② |
| 17 | 法人・団体等が後援団体の集会等における饗応接待又は金銭若しくは物品等の供与   | 199の5② | 50万円以下の罰金            | 249の5③ |
| 18 | 公職の候補者等の後援団体への一定期間内の寄附                  | 199の5③ | 50万円以下の罰金            | 249の5④ |

注 1：上記の「2～7」及び「10～12」の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科されることがあります（公選法 250条①）。  
2：重大な過失により上記「2～9」の罪を犯した者も、処罰されることがあります（公選法 250条②）。

## 2 寄附の制限以外にも罰則がありますか。

規正法において寄附の制限に違反した罰則以外にも、次のような行為について罰則を規定しています。

その主な内容は次のとおりです。

|       | 罰 則                    | 該 当 条 文  |
|-------|------------------------|--|
| 24 条  | I 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金  | 9条、18条③、19条の4に違反して、会計帳簿を備えず・未記載・虚偽記入をした者                     |
|       | II "                   | 10条に違反して、明細書の未提出・未記載・虚偽記入をした者                                |
|       | III "                  | 11条に違反して、領収書の未徴取・未送付・虚偽記入をした者                                |
|       | IV "                   | 16条①（19条の11の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に違反して、会計帳簿等の保存をしない者       |
|       | V "                    | 16条①（19条の11の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により保存すべき会計帳簿等に虚偽記入をした者 |
| 24 条  | VI 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 | 15条の規定による事務の引継をしない者  |
|       | VII "                  | 31条の規定により求められた説明の拒否、虚偽説明、又は収支報告書等の訂正命令に違反した者                 |
| 25 条① | I 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金 | 12条、17条に違反して、収支報告書等を提出しなかった者                                 |

|       |     |                     |  |
|-------|-----|---------------------|--|
|       | Iの2 | ''                  | 19条の14に違反して、政治資金監査報告書を提出しなかった者   |
|       | II  | ''                  | 12条、17条、18条④、19条の5に違反して、収支報告書等への記載すべき事項を記載しなかった者                         |
|       | III | ''                  | 12条①、17条①の収支報告書等に虚偽の記入をした者   |
| 25条②  |     | 50万円以下の罰金           | 25条①において、政治団体の代表者が、会計責任者の選任等について相当の注意を怠ったとき(17条を除く。)                     |
| 25条③  |     | ''                  | 19条の14の2②に違反して確認書を交付せず、又は確認をしないで確認書を交付した者                                |
| 25条④  | I   | 100万円以下の罰金          | 19条の14の2①の説明をせず、又は虚偽の説明をした者  |
|       | II  | ''                  | 19条の14の2①の説明の義務がある者で、同条②の確認を妨げた者   |
| 25条⑤  |     | 50万円以下の罰金           | 19条の14の2④の確認書の添付をしなかった者  |
| 26条の2 | V   | 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 | 22条の8④で準用する22条の6①に違反して匿名で政治資金パーティーの対価の支払いをした者                            |
|       | VI  | ''                  | 22条の8④で準用する22条の6③に違反して匿名で政治資金パーティーの対価の支払いを受けた者                           |
| 26条の3 | III | 50万円以下の罰金           | 22条の8①に違反して、パーティーの対価の支払いの限度額を超えて支払いを受けた者                                 |
|       | IV  | ''                  | 22条の8②に違反して、政治資金パーティーの告知をしなかった者  |
|       | V   | ''                  | 22条の8③に違反して、パーティーの対価の支払いの限度額を超えて支払いをした者                                  |
| 26条の4 | II  | 6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金 | 22条の8④で準用する22条の7①に違反して、政治資金パーティー対価の支払いのあっせんをした者                          |
|       | III | ''                  | 22条の9①に違反して、政治資金パーティーの対価の支払い等に関与した公務員                                    |
|       | IV  | ''                  | 22条の9②に違反して、公務員等に対し政治資金パーティーの対価の支払い等の関与を求めた者                             |
| 26条の5 | II  | 20万円以下の罰金           | 22条の8④で準用する22条の7②に違反して、パーティー対価の支払いをしようとする者の意思に反して、その者の賃金等から控除する方法により集めた者 |
| 26条の6 |     | 30万円以下の罰金           | 19条の13③の政治資金監査報告書に虚偽記載をした者   |
| 26条の7 |     | 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 | 19条の28又は19条の32⑦に違反して、秘密を漏らした者  |
| 27条①  |     | 拘禁刑及び罰金の併科          | 23条、24条、25条①、26条、26条の2、26条の4   |
| 27条②  |     | 重大な過失による処罰(情状酌量)    | 24条、25条①   |

- ※ 1 23条から26条の5まで及び27条②の罰金刑は、裁判確定日から5年間……公民権は停止される(28条①)
- 2 23条、24条、25条①、26条、26条の2、26条の4及び27条②の拘禁刑は、裁判確定日から、①刑の執行を終るまでの間・刑の時効を除き刑の執行免除を受けるまでの間及びその後5年間、又は②刑の執行を受けることがなくなるまでの間……公民権は停止される(28条②)